

ケアハウスささえ 重要事項説明書



社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団

入居契約時必要書類

(施設 ・ 契約者 ・ 身元保証人 ・ 返還金受取人 各1通 保有)

1. 事業主体の概要

事業者の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
法人所在地	広島県廿日市市原10362番地2
代表者氏名	理事長 西嶋 佳弘
電話番号	0829-38-0011
設立年月日	1967(昭和42)年3月28日

2. ご利用施設の概要

施設の名称	ケアハウス ささえ
施設の所在地	広島県廿日市阿品四丁目51番32号
施設長名	小野 誠之
定員	30名
電話番号	0829-36-2225
ファクシミリ番号	0829-36-2550
施設設備	敷地面積 7,041.54㎡ 述べ床面積 5,825.75㎡ 構造 鉄筋コンクリート造3階建塔屋付 居室 個室 12室 29.0㎡ 二人室 9室 39.0㎡ (各室ともにミニキッチン、シャワー付き浴室、洗面所、 トイレ、冷暖房設備、電磁調理器、ナースコール付き) 定員 30名 主な共用施設・設備 食堂、ホール、集会室、理美容室、洗濯コーナー、 共同浴室、ゲストルーム(2室)
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日又は事業開始年度	介護保険事業所番号	利用定数
ケアハウス	1995(平成7)年3月1日		30人
介護老人福祉施設	1995(平成7)年3月20日	3472700198	64人
短時間型デイサービス	2006(平成18)年4月1日	3472700172	30人
通所介護型サービス	2000(平成12)年2月22日	3472700172	30人
介護予防認知症対応型通所介護	2006(平成18)年4月1日	3472700172	12人
認知症対応型通所介護	2000(平成12)年2月22日	3472700172	12人
介護予防短期入所生活介護	2006(平成18)年4月1日	3472700180	6人
短期入所生活介護	2000(平成12)年2月22日	3472700180	6人
居宅介護支援	1999(平成11)年9月10日	3472700032	
生活援助型訪問サービス	2006(平成18)年4月1日	3472700164	
訪問介護型サービス	2000(平成12)年4月1日	3472700164	
身体障害者居宅介護	2003(平成15)年3月14日	3412700167	
知的障害者居宅介護	2003(平成15)年3月14日	3412700167	
精神障害者居宅介護	2003(平成15)年4月1日	3412700167	
老人介護支援センター	1992(平成4)年4月1日	その他のサービス	
子どもの居場所支援事業	2019(令和元)年12月9日		
学習支援事業	2023(令和5)年4月1日		

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>ケアハウスささえは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、緊急対応の体制を整え、その方が安心して生き生きと明るく生活を送ることができるようにすることを目的とします。また、身体機能の低下により介護を必要とする状況となっても介護保険制度の居宅サービス等を利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しております。</p>
施設運営サービスの方針	<p>事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法令、省令及び告示に適合することはもとより可能な限り居宅において自立した生活ができるようになることを念頭において次のことを基本的方針としてお世話にあたります</p> <p>(1)「安全で快適な生活」を支援する。 (2)「自由で自立した生活」を支援する。 (3)「安心でやすらぎのある生活」を支援する。</p> <p>サービスの提供にあたっては、入居者の方の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援してまいります。</p>

5. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立により、栄養バランスと入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 <p>【食事時間】</p> <p style="text-align: center;">朝食 8時00分～9時00分 昼食 12時00分～14時00分 夕食 18時00分～19時00分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等の理由希望に応じて、粥食、刻み食等を提供いたします。 ・臥床時等、必要に応じて居室配膳も行います。 ・行事食、選択食等もごさいます。 ・食事に関する相談に応じます。 ・アンケートの実施等により、入居者の嗜好に配慮します。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の入浴サービスを行います。 <p>【入浴時間】</p> <p style="text-align: center;">一般浴 13:30～22:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、ホームヘルパーによる付き添いも可能です。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、定期健康診査(胸部X線撮影)を行います。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者及びその家族から、入居者の生活についてのあらゆる御相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、入居者からの要望等、を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等の事業を行います。

6. 利用料

<p>月額利用料金</p> <p>① サービス提供に要する費用・・・人件費・施設維持管理費等、国の基準で定められた料金です。別表のように、入居者の前年対象収入によって異なります。</p> <p>② 生活費・・・食事サービスに係る費用です。</p> <p>③ 光熱水費・・・居室内で使用される電気・水道・ガス料金です。</p> <p>管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理費の一括払い分に関しては、入居期間が20年未満で契約を解除し、退居する場合は一定の算式により算出した金額を返還します。 <p>請求・支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当月の利用料及び光熱水費は、翌月の1日以降に請求いたします。15日に指定の口座より自動引き落としとなります。
--

対象収入による階層区分		月額利用料金		
		生活費	事務費	合計
1	1,500,000円以下	49,254	10,300	59,554
2	1,500,001円～1,600,000円	49,254	13,400	62,654
3	1,600,001円～1,700,000円	49,254	16,500	65,754
4	1,700,001円～1,800,000円	49,254	19,700	68,954
5	1,800,001円～1,900,000円	49,254	22,800	72,054
6	1,900,001円～2,000,000円	49,254	25,900	75,154
7	2,000,001円～2,100,000円	49,254	31,100	80,354
8	2,100,001円～2,200,000円	49,254	36,300	85,554
9	2,200,001円～2,300,000円	49,254	41,600	90,854
10	2,300,001円～2,400,000円	49,254	46,700	95,954
11	2,400,001円以上	49,254	49,200	98,454
11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,150円を加算します。				
但し、広島県軽費老人ホーム設置運営要領改正に伴い変更を致します。				

*この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

*本人からの事務費徴収額(月額)は前項表により求めた額とします。

*夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合、100円未満は切り捨てるものとします。

7. 協力医療機関等

医療機関の名称	田口脳心臓血管クリニック
院長氏名	田口隆浩
所在地	廿日市市阿品3丁目2-18
電話番号	0829-30-7788
診療科目	脳神経外科、神経内科、内科、リハビリテーション科、
入院設備	無(JA広島総合病院を紹介)
救急指定の有無	無(JA広島総合病院を紹介)
医療機関の名称	五日市記念病院
理事長氏名	向田一敏
所在地	広島市佐伯区倉重1丁目95
電話番号	082-924-2211
診療科目	脳神経外科、内科、循環器内科、血液内科、消化器・内視鏡外科、整形外科、糖尿病内科

入院設備	有
救急指定の有無	有
医療機関の名称	きむら内科小児科医院
院長氏名	木村泰博
所在地	廿日市市阿品台4丁目17-31
電話番号	0829-39-2238
診療科目	内科、消化器科、小児科
入院設備	無(JA広島総合病院を紹介)
救急指定の有無	無(JA広島総合病院を紹介)
医療機関の名称	石原脳外科病院
院長氏名	石原博文
所在地	広島市佐伯区五日市7丁目4-24
電話番号	082-923-6662
診療科目	脳神経外科、神経内科
入院設備	有
救急指定の有無	無
歯科医療機関の名称	藤岡歯科医院
院長氏名	中條隆徳
所在地	廿日市市地御前1丁目9-30
電話番号	0829-36-1666

8. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

廿日市高齢者ケアセンターは当施設が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集・利用・提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全性確保の実施

- (1) 当施設は個人情報保護の取り組みを全職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じて評価・見直しを行い継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関する問い合わせ窓口

当施設が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

個人情報の利用目的

社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に対する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供における利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- (1) 施設が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ① 入退所等の管理
 - ② 会計、経理
 - ③ 介護事故、緊急時等の報告
 - ④ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ① 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支

- 援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
- ② その他の業務委託
- ③ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ④ 家族等への心身の状況説明

(2) 介護保険事務のうち

- ① 保険事務の委託(一部委託含む)
- ② 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ③ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

(3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は提出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

(1) 施設の管理運営業務のうち

- ① 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ② 施設等において行われる学生等の実習への協力
- ③ 施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

(1) 施設の管理運営業務のうち

- ① 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ② 施設、設備の管理・保険事業者への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事はいたしません。

【個人情報保護管理者】 電話 0829-36-2552
FAX 0829-36-2550

9. 情報開示について

ケアハウスささえでは、入居者または身元保証人からの書面請求に従って、入居者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは身元保証人でない方(他の家族等)からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てからとなります。

10. 職員体制

職 種	人 数		備 考(資格等)
	常勤	非常勤	
施設長	1名		
生活相談員	1名		社会福祉士
介護職員		4名	
・夜間体制・・・特別養護老人ホーム阿品清鈴の夜勤者と宿直者が緊急時対応します。			

11. 苦情相談窓口

社会福祉法第 82 条の規定により、本事業所ではご入居者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めておりますので、お知らせいたします。

① 苦情解決責任者 小野 誠之（ケアハウスささえ 施設長）

② 苦情受付担当者 武田 道彦（福祉総務課 課長）

③ 第三者委員

氏名	住所	電話番号
西浦 紘子	廿日市市峰高 1 丁目 8-25	0829-38-6630
今石 正人	広島市安佐北区口田 2 丁目 15-20	082-843-5755

【苦情解決の方法】

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 他の苦情解決機関の紹介

本事業者で解決できない苦情は、下記の機関に申し立てることができます。

① 廿日市市役所 健康福祉部 高齢介護課

〈連絡先〉〒738-8512 廿日市市新宮一丁目 13-1

ご利用時間 平日 8 時 30 分から午後 5 時まで TEL 0829-30-9196

Fax 0829-20-1611

② 広島県国民健康保険連合会(国保連) 介護保険課

〈連絡先〉〒730-8503 広島市中区東白島町 19-49 国保会館

ご利用時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで

TEL 082-554-0783 Fax 082-511-9126

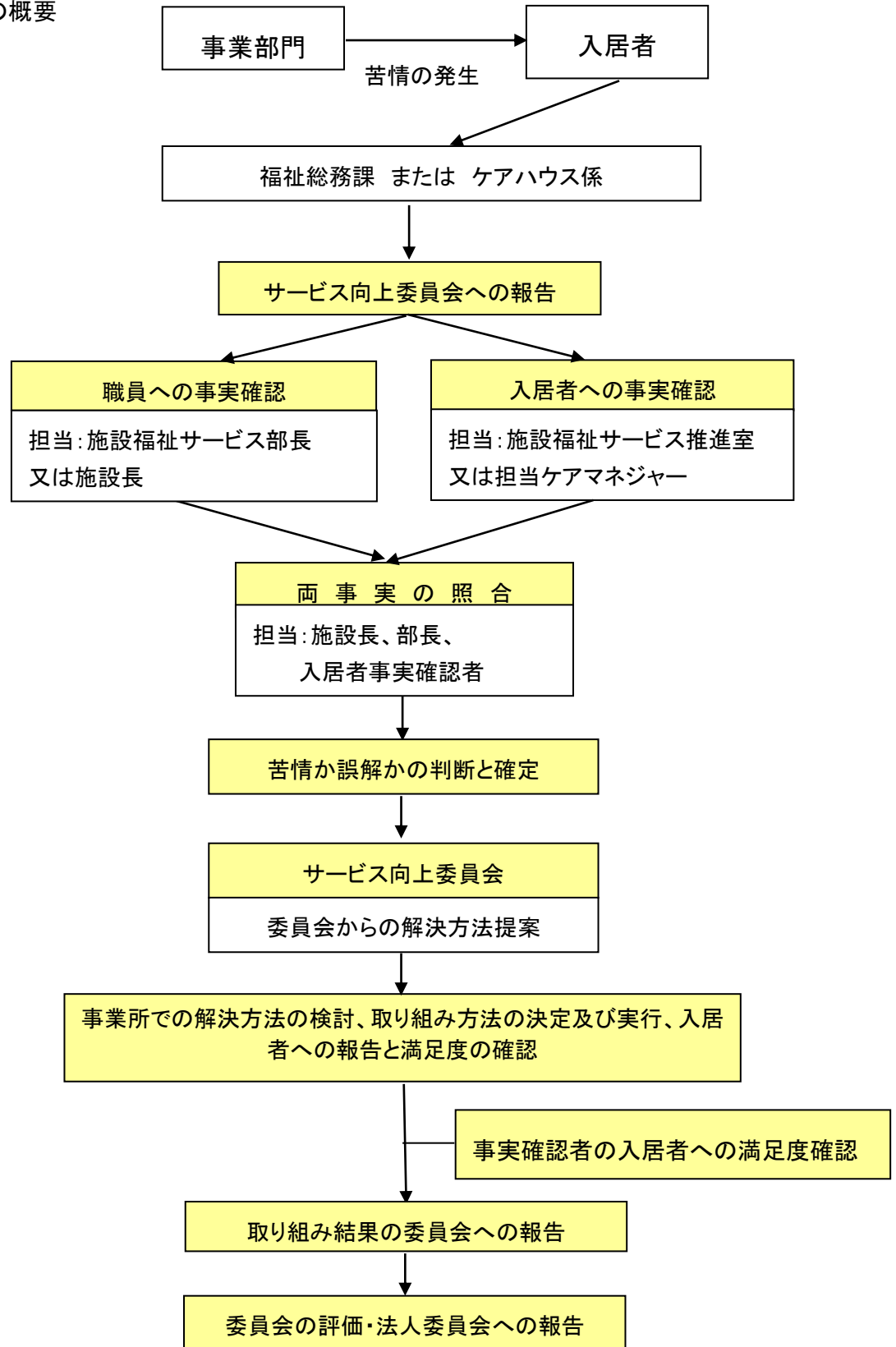
③ 広島県「運営適正化委員会」

〈連絡先〉〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内

ご利用時間 平日 8 時 30 分から午後 5 時まで TEL

TEL 082-254-3419 Fax 082-250-6183

(5) 苦情解決の概要



12. 非常災害時の対策

防災設備の概要	防火設備	避難階段 箇所、防火戸 箇所
	消防用設備	屋内消火栓設備 箇所、スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報器、非常警備設備、避難誘導灯・誘導標識 箇所、防火用水、非常電源設備
緊急連絡体制	自動転送システムの設置、緊急連絡網の整備	
消防避難訓練	年2回以上	

13. 賠償責任

天災、事変その他不可抗力及び火災、盗難、あるいは外出中の不慮の事故により入居者が受けた損害について、施設は一切の賠償責任を負わないものとします。但し、施設側の故意又は重大な過失によって入居者に損害を与えた場合はこの限りではありません。

14. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

外出・外泊	外出・外泊は自由ですが、外出(短時間のものは除く)、外泊をされる際には、3階事務所に届け出ていただきます。
居室・設備等の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
喫煙・飲酒	館内は禁煙です。 飲酒は医師からの制限がない限り、おおむね自由ですが、周りの方の迷惑がかからないようにお願いします。
迷惑行為等	喧嘩、暴言暴行、中傷、騒音等他人に迷惑をかける行為はしないでください。
来訪・宿泊	入居者の来訪者は、来訪した際、玄関に備え付けの面会票に氏名等をご記入いただきます。また、宿泊する際には、事前届出の上、施設長の承諾が必要となります。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動、又これに類似する行為はご遠慮ください。

15. 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- (2) 入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (5) その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

16. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

17. 衛生管理等

- (1) 施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、年4回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18. 虐待の防止について

事業者は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設サービス部 ・ 谷栖 博一
-------------	-----------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19. 身体拘束について

事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

20. 緊急時等の対応

- (1) 緊急事態等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先に連絡を行うとともに、主治医または医療機関への連絡を行います。
- (2) 急を要する場合は、事業所の判断により、救急車を要請し、事後報告となる場合

もあります。

- (3) 緊急時等においては、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター及び関係各機関に対して、速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (4) 緊急時の状況及びその対応について記録します。

21. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族、入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生時には、その原因の解明に努め、再発防止のための対策を講じます。
- (3) 事業所は、万一の事故の発生に備えて、社会福祉・介護保険施設総合保険に加入しております。
- (4) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事態が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合、また入居者同士の問題に基づき発生した事業所の損害による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、事態の発生につき、入居者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができません。また、事業所の側に故意過失がなかった場合は、この義務はありません。

22. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム阿品清鈴 非常災害対策計画」に則り対応を行います。			
近隣との協力関係	非常連絡網により関係機関などに連絡します。また、緊急避難場所として近隣事業所と協力体制が整っております。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム阿品清鈴 消防計画」に則り総合消防訓練の他、年2回夜間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	非常通報装置	あり
	避難階段	3カ所	漏電火災報知機	あり
	自動火災報知機	あり	非常用電源	あり
	誘導灯	45カ所	ガス漏れ報知機	あり
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。			
非常災害対策	年2回 避難訓練を実施しております 消防署への届出日:平成18年5月29日(変更届) 防火管理者:小野誠之			

23. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

24. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無(2025年6月現在)
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	無

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、施設の利用開始に同意いたしました。
また、当法人の「個人情報保護に関する規程」に基づき、必要な場合には個人情報の提示に同意いたします。

_____年 月 日

【 入居者 】

氏名 _____

【身元保証人】

氏名 _____ (続柄 _____)

氏名 _____ (続柄 _____)

【ケアハウスささえ】

広島県廿日市市原10362番地2
社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
理事長 西 嶋 佳 弘

広島県廿日市市阿品4丁目51番32号
社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
ケアハウスささえ 施設長 小 野 誠 之

【 説明者 】

ケアハウス ささえ 職名 _____

氏名 _____